

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の 進捗(個別項目)について

I. 心のバリアフリー

1. 学校における取組

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が着実に行われるよう、教育委員会や学校関係者を対象に説明会を実施（文部科学省）
- ・ 「心のバリアフリーノート」を今年度末を目途に作成すべく、有識者会議を設置（文部科学省）
- ・ 今年度より、高等学校における通級（大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を特別な場で行う指導形態）による指導が開始され、45都道府県において実施（文部科学省）
- ・ 教員養成課程において本年4月以降入学者から、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位を必修化（文部科学省）

2. 企業等における取組

- ・ 「心のバリアフリー」研修実施を経済界協議会参加企業に広く働き掛けるとともに、人事担当者向けの研修者養成トライアルプログラムを実施（経済界協議会）
- ・ 交通分野における接遇の向上を図るため、障害当事者団体等が参画する検討会において、モデルとなる研修プログラムの検討を実施（国土交通省）
- ・ 障害当事者が講師として参画する「心のバリアフリー」研修を、外食サービス産業団体の会員向けに実施（農林水産省）

3. 地域における取組

- ・ 平成29年度より、地域生活支援促進事業において「心のバリアフリー」推進事業」を創設し、都道府県が行う取組を支援（厚生労働省）
- ・ 会話に不自由な聴覚・言語機能障害者が119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、平成

29年3月に共通仕様をまとめるとともに、導入に係る経費について今年度から地方交付税措置を実施（消防庁）

4. 国民全体に向けた取組

- ・ 第18回全国障害者スポーツ大会（平成30年10月）において、障害の有無にかかわらずスポーツの素晴らしさや感動を共有できる大会を目指した試みとして、国民体育大会との融合を推進（スポーツ庁）
- ・ 経済界協議会及び社会福祉協議会と連携し、障害当事者による講話や車椅子体験教室等の「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を実施（法務省）
- ・ 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施するとともに、表彰内容を事例集として取りまとめ、広く地方公共団体や国民一般等に情報提供（内閣府）
- ・ 字幕が無い放送番組について、スマートフォン等のアプリで字幕を自動生成する技術等の実用化に対する助成を実施。評価に当たっては聴覚障害者へのアンケートを実施（総務省）
- ・ 自動音声認識技術等最新技術を活用して、障害のある人と共に文化イベント（beyond2020）等を体験・発信（内閣官房）

II. ユニバーサルデザインの街づくり

1. 大会に向けた重点的なバリアフリー化

- ・ 新国立競技場の整備におけるユニバーサルデザイン・ワークショップ（UDWS）について、設計段階で12回、施工段階で8回開催。検討された内容が現場へ反映されるよう、細部にわたって設計図等の確認や、現場での確認、検証などを実施（スポーツ庁）
- ・ ナショナルトレーニングセンター周辺のバリアフリー化を促進するため、昨年、関係省庁等連絡会議において「当面の整備方針」を取りまとめ（内閣官房）
- ・ 都内の主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、都市再開発プロジェクトを実施する中で、面的なバリアフリー化を推進（国土交通省）

- ・ 平成30年5月にバリアフリー法が改正（施行は本年4月）され、貸切バス等が同法の適用対象に追加（国土交通省）

2. 全国各地においてユニバーサルデザインを推進

- ・ 「共生社会の実現」や「社会的障壁」といった基本理念を明確にするとともに、障害者等の参画の下、バリアフリー化の進展状況の評価等を行う会議（移動等円滑化評価会議）を設置すべきことを明記した改正バリアフリー法が平成30年5月に成立。同年11月に施行（国土交通省）
- ・ 学識経験者、障害当事者団体、鉄道事業者等で構成される「鉄道駅におけるプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会」を設置し、車椅子利用者の単独乗降のためのルールについて、実証試験等を踏まえ、検討を実施（国土交通省）
- ・ 共生社会ホストタウンについて、平成30年5月に7件を追加登録。また、本年2月、施策の推進にかかる情報交換・発信を目的とした「共生社会ホストタウン連絡協議会」を設置（内閣官房）

以 上

- 新学習指導要領において「心のバリアフリー」に関する理解を深める指導を充実するなど、すべての子供達に「心のバリアフリー」に関する指導を実施
- パラリンピック教育を全国で実施し、パラリンピックの機運醸成を推進
- 交通・観光・外食・流通業等や一般企業において、「心のバリアフリー」研修を推進

新学習指導要領における「心のバリアフリー」

- ・2017年3月、小・中学校新学習指導要領を告示（小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施）
- ・新学習指導要領を通じて、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育・保健体育などの各教科や特別活動等における「心のバリアフリー」の指導の充実
- 4 「考え、議論する道徳」への転換を目指し、道徳の「特別の教科」化（検定教科書導入）（小学校で今年度から、中学校で来年度から先行して全面实施）

パラリンピック教育

- ・全国各地においてモデル事業を展開し、パラリンピックとの交流やパラリンピック競技体験等の取組を実施
- ・先行実施している東京都と連携して、2018年度は全国34道府県・政令市でオリパラ教育を実施

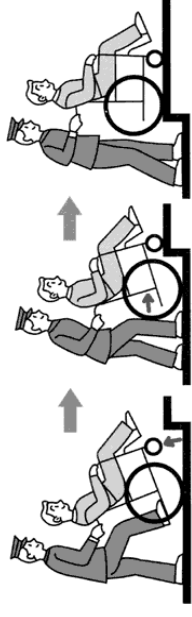
取組例

- ・視覚に障害のある生徒と、フロアバレーボールを通じて交流し、障害について理解を深め、スポーツを楽しむ。



接遇ガイドラインの策定等

- ・交通・観光・外食・流通業等における接遇の向上のため、業界別に事業者向けガイドラインを作成し、サービス提供時の接遇向上を推進
- ・一般企業においても、国で作成した標準的なカリキュラムを活用して、社員向けの「心のバリアフリー」研修を推進



- ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、平成30年5月に改正バリアフリー法が成立
- 鉄道駅・鉄道車両・ホテル・旅館等の基準・ガイドラインの見直し
- 新国立競技場において「世界最高のユニバーサルデザイン」を実現

バリアフリー法の改正

《Ⅰ》交通事業者によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の促進

・新たにバリアフリー計画作成・定期報告・公表の制度を創設

《Ⅱ》市区町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の取組の促進

・駅、道路、公共施設等の一体的・計画的バリアフリー化を促進するため、バリアフリーの方針を定めるマスタープラン制度を創設

《Ⅲ》利用者への情報提供の推進

・建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化、市町村によるバリアフリーマップ作成を推進

基準・ガイドラインの見直し等

・交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正
(平成30年3月省令・ガイドライン改正)

⇒駅のバリアフリールートの最短化、大規模駅における複数ルート化を義務付け

⇒利用の状況に応じてエレベーターの複数化又は大型化を義務付け

⇒新幹線等の車椅子スペース設置義務付けを1列車ごとに1以上から2以上に見直し 等

・ホテル・旅館のバリアフリー客室基準の見直し
(昨年10月政令改正、本年9月施行)

⇒一定規模以上のホテル・旅館の新築時等に、現行ではバリアフリー客室の義務付けが1室以上のところを、当該客室総数の1%以上に引き上げ

新国立競技場及び他会場の取組等

- ・競技会場については、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化
- ・「新国立競技場の整備計画」の基本理念をもとに「世界最高のユニバーサルデザイン」を実現
(車椅子使用者、高齢者、子育てグループ等とワークショップを開催し、多様なニーズを把握しながら整備)
- ・ナショナルトレーニングセンター拡充棟(仮称)についても、整備を進めるとともに、周辺のバリアフリー化を促進

バリアフリー法関係法令改正等を踏まえた 駅改良の進捗状況について

○ 複数ルート化

	現在	2020年度
A社	18駅 (2019年3月末)	27駅
B社	53駅 (2018年10月末)	63駅

○ ホームドアの整備

※ ()内は時点

現在	2020年度
33駅 (2018年8月末)	62駅
116駅 (2019年2月末)	138駅

(例) 新宿駅の改良

・15番線ホーム→西口改札
を車いすで移動する場合

現状：エレベーター2基乗り継ぎ
↓
エレベーターの新設
2020年：エレベーター移動1回

